

一般社団法人守谷市スポーツ協会共催に関する取扱規程

令和3年4月1日
スポーツ協会規程第27号

(趣旨)

第1条 この規程は、定款第4条第1項第4号の目的を達成し、スポーツ・レクリエーションの振興を図るため、共催を申請しようとする団体(以下「団体等」という。)が行う事業に対し、スポーツ協会が共催することについての必要な事項を定める。

(共催の定義)

第2条 共催とは、団体等が主催する事業に対して、スポーツ協会がその事業の趣旨に賛同し、企画運営に参加すること又は人的若しくは経費等の負担を通じて共同開催者として共催名義の使用を承認することをいう。

(共催の申請)

第3条 スポーツ協会の共催を申請する場合は、共催承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、事業開催日(事前周知を必要とする事業にあっては、その周知期間を含む)の30日前までに、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業に係る収支予算書
- (2) 主催者の組織を明確にできるもの(役員名簿・活動実績等を示す書類)
- (3) 事業の企画書、開催要項等事業の目的及び計画を示す書類
- (4) その他会長が必要と認める書類

(共催の承認基準)

第4条 共催は、申請者及び事業の内容が次に掲げる要件を満たすと会長が認めたものについて、承認するものとする。

- (1) 申請者が、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 国、地方公共団体又は公共的団体であること。
 - イ 福祉関係団体、社会教育関係団体、公益法人その他これらに準じる団体であること。
 - ウ その他事業実行委員会等の臨時的に組織された団体にあっては、その組織、運営及び団体意思が明らかであり、スポーツ協会のスポーツ・レクリエーション振興に沿った活動であると認められること。
- (2) 申請事業が、次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 事業の内容がスポーツ・レクリエーションの向上普及に寄与するものであることが明らかであり、かつ、公益性のあるものであること。
 - イ 営利目的でないこと。
 - ウ 政治活動・宗教活動等にかかわりがないものであること。

エ 特定の団体等による勧誘・普及を目的としないものであること。

オ 公序良俗に反しないもの又はその恐れのないものであること。

カ 対象者に対する経済的負担が著しく過重でないものであること。

キ 原則として、守谷市内で開催されるものであること。

(申請者への通知)

第5条 会長は、共催を承認した場合には事業共催承認通知書(様式第2号)を、承認しなかった場合には事業共催不承認通知書(様式第3号)を申請者に交付するものとする。

(承認の取消し)

第6条 会長は、団体等又は事業が、次の各号のいずれかに該当するときに、共催の承認を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な方法により共催の承認を受けたとき。

(2) 第4条の各号に定める要件に反する事項が判明したとき。

(実施報告書等の提出)

第7条 共催の承認を受けた者は、当該事業終了後、速やかに共催事業実施報告書(様式第4号)に関係書類を添えて会長に提出しなければならない。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。